



税務情報

国税庁からの公表情報

1. 申告・納付等の期限の延長

2月28日発行のe-Tax News No.184「[国税庁 — 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長](#)」では、国税庁が2月27日、今般の新型コロナウイルス感染症に対する政府の方針を踏まえ、その拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限を2020年4月16日まで延長することを公表した旨をお知らせしました。

国税庁は3月6日、これに関連し、[官報特別号外第20号](#)において国税庁告示第1号を告示しました。

この告示は、国税通則法施行令第3条第2項（災害等による期限の延長）の規定に基づくもので、申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付（その期限が2020年2月27日から2020年4月15日までの間に到来するもの）をすべき個人のこれらの期限を2020年4月16日まで延長することを定めるものです。

この告示に伴い、国税庁のウェブサイトにおいて以下の情報が公表されました。

- [「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長について告示しました」](#) (PDF 103.6KB)

国税庁告示第1号の内容が記載されているもので、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税のほか、国外財産調書及び財産債務調書もこの延長措置の対象となることが示されています。

- [期限延長の対象となる主な手続について](#)

国税庁告示第1号により申告・納付等の期限が延長されることとなる主な手続（申告所得税関係11件、贈与税関係3件、個人事業者の消費税関係2件及びその他2件（国外財産調書・財産債務調書））が記載されています。

<参考情報>

総務省は2月27日、「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について](#)」(PDF 191.0KB)というお知らせを各都道府県税務担当課及び各都道府県市区町村担当課宛に送達し、国税における申告・納付期限の延長につい

て周知するとともに、地方税に係る申告・納付期限の適切な運営を求めています。

これを受けて、北海道では「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの道税の対応について](#)」において、個人道民税及び個人事業税の申告期限等を 2020 年 4 月 16 日まで延長することを公表しています。また、東京都においても、「[国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について\(新型コロナウイルス感染症拡大防止関係\)](#)」において、個人事業税(都税)の申告期限を延長する予定であることを公表しています。

2. 財務諸表の CSV 形式データの作成方法(確定版)の公表

2020 年 4 月以後の申告から、e-Tax における財務諸表について、現状のデータ形式(XBRL 形式)に加えて CSV 形式による提出も可能となることから、国税庁は昨年、e-Tax のウェブサイトに「[財務諸表の CSV 形式データの作成方法\(暫定版\)](#)」というページを設け、CSV 形式データにおける財務諸表の勘定科目コード及び標準フォーム等の情報を暫定版として提供していました。(e-Tax News No.179「[国税庁から公表情報\(2. 財務諸表の CSV 形式データの作成方法に関する情報の公表\)](#)」(2019 年 8 月 2 日発行)及び e-Tax News No.181「[2018 年度及び 2019 年度税制改正関連情報\(5. 財務諸表の CSV 形式データの作成方法に関する情報の更新\)](#)」(2019 年 12 月 23 日発行)にてお知らせしています。)

国税庁は 2 月 27 日、上記暫定版のページとは別に、確定版の情報を掲載した新たなページ「[財務諸表の CSV 形式データの作成方法](#)」を公表しました(お知らせ一覧「[『財務諸表の CSV 形式データの作成方法』の掲載について\(令和 2 年 2 月 27 日\)](#)」)。

以下の情報が掲載されています。

- CSV 形式データ作成に当たっての留意事項
- 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、その他)(令和 2 年 4 月 1 日以後提出分)の勘定科目コード表及び標準フォーム
- 財務諸表 CSV 形式データの具体的な作成方法

また、以下の 3 つについては、3 月中に掲載予定とされています。

- 勘定科目コード表から該当するコードを検索できるツール
- CSV ファイルチェックコーナー(作成された CSV ファイルのエラーの有無をチェックできるコーナー)
- 財務諸表の CSV データ形式の柔軟化、標準フォーム等についてよくある質問

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.